

「元禄二年」1689年は本当?

「ウソの表示をやめろ」と記していたとして創業
—。京都の銘菓「八つ橋」の根拠がないとしてい
橋」をめぐる老舗店が。要するにライバル店
ライバル店を不正競争防に「おたくの店、そんな
止法で訴えて話題になっに古くないだろ」とクレ
ている。

事の発端は「聖護院八
ッ橋総本店」(京都市左
京区)の創業年表示に、
「井筒八ッ橋本舗」(同
市東山区)が疑問を抱い
たこと。聖護院はHPや
店舗の看板などに「元禄
二年(1689年)」の
創業と表示。店内の商品
説明でも「1689年よ
り作り続けている」とし
てきた。

これに対して井筒側
は、1689年に「八つ
橋」が存在したことを示
す文献はないと主張。さ
らに聖護院が冊子で「正
確な創業年は『不詳』」

京都

井筒側の折田泰
宏弁護士は「16
89年は何の根拠もあり
ません。聖護院さんとは
和解も期待できないので
裁判になる見込みです」

老舗「八つ橋」店の 創業年めぐり 裁判の行方



永遠のライバル……
(ともにHPから)



井筒公橋

と説明する。

弁護士の篠原一廣氏に
よると、不正競争防止法
は適正な競争を確保する
法律。過去に高級ブラン
ドのシャネルが自社のマ
ークを無断使用したスナ
ックを訴えたのもこの法
律に基づいてのことだっ
たという。

「『八つ橋』の裁判は商
品の原産地を偽ったと同
じような疑いを追及する
ことになるでしょう。た
だし表示の差し止めが認
められるかは極めて微
妙。1689年の表示に

よってお客が『古いから
おいしい』と判断すると
いう合理的な根拠がある
かどうかは難しいところ
です。原告の訴えが認め
られない可能性のほうが
高いとも思われます」(篠
原一廣氏)
600万円のうち50
0万円が精神的慰謝料、
100万円が弁護士費用
だが……。

「可能性は低いですが、
支払い命令が出たとして
も10万〜20万円程度でし
よう」(篠原一廣氏)
ちなみに京都ではこう
した老舗同士の対立は珍
しくないそうで、「老舗
店はプライドが高くてラ
イバルを敵視したがる。
漬物業界などでも似たよ
うな話を聞きました」(現
地のジャーナリスト)と
いう。世界一の人気観光
スポットの裏ではシビア
な駆け引きが行われてい
るようだ。